



平成29年7月28日

各 位

上場会社名 南海辰村建設株式会社
代表者名 取締役社長 口野 繁
(コード番号 1850 東証第2部)
取 締 役
問 合 せ 先 執行役員 山本 昇
経営支援本部長
(TEL 06-6644-7802)

現在係争中の訴訟に係る請求の趣旨の変更および 仮執行の損害賠償を命ずる裁判の申立書の受理について

当社は、株式会社大覚（以下、「大覚」という。）より、平成25年3月11日付大阪高等裁判所にて控訴の提起を受け、現在係争中ではありますが、今回大覚より大阪高等裁判所に「請求の趣旨変更申立書」および「仮執行の損害賠償を命ずる裁判の申立書」が提出されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 申立者

- (1) 名 称 株式会社大覚
(2) 所 在 地 滋賀県大津市皇子が丘二丁目9番12号
(3) 代表者の氏名 代表取締役 山下 よし子

2. 経 緯

当社は、大覚より受注した分譲マンション「大津京ステーションプレイス」の請負代金の支払を求めて、平成22年1月7日付で大阪地方裁判所に請負代金請求訴訟を提起いたしました。一方、大覚は、本物件には重大な瑕疵が存在するとして、当社に対し損害賠償請求訴訟を提起し（平成23年2月25日付「訴訟の提起に関するお知らせ」）、両訴は、裁判上の手続きにより併合審理され、平成25年2月26日大阪地方裁判所において第一審判決の言い渡しがありました（平成25年2月27日付「訴訟の第一審判決に関するお知らせ」）。判決では、当社の大覚に対する請負代金の請求に関して、補修費用約10百万円等を除く大部分が認められた一方、大覚の請求は棄却されました。

しかしながら、被告である大覚がこの判決を不服として、平成25年3月11日大阪高等裁判所に対し、控訴を提起し（平成25年4月30日付「訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ」）、現在係争中であります。

今般、平成29年5月23日付で大覚より当該訴訟の「請求の趣旨変更申立書」および「仮執行の損害賠償を命ずる裁判の申立書」が大阪高等裁判所に提出され、同年7月26日の控訴審期日にて受理されました。なお、変更内容および申立内容は下記のとおりです。

3. 請求の趣旨の変更申立書について

- (1) 変更前の請求金額 3,459,357,272円（および支払済みまで年6分の割合による金員）
- (2) 変更後の請求金額 主位的請求金額 6,041,639,972円（および支払済みまで年6分の割合による金員）
（建物解体と事業計画頓挫による損害（建替えを前提としない）を中心とした請求）
予備的請求金額 ※ 6,199,779,972円（および支払済みまで年6分の割合による金員）
（瑕疵補修としての建物解体、建替えを前提とした請求）

※予備的請求とは、裁判所に対して主位的請求が認められないときのために申し立てる主張のことをいいます。

4. 仮執行の損害賠償を命ずる裁判の申立書について

当社は、平成25年2月26日に大阪地方裁判所にて出された第一審判決の仮執行宣言に基づき大覚所有不動産を競売しております。今回の大覚からの申立は、当社が競売したことにより大覚が被ったと主張する2,938,285,061円（および支払済みまで年5分の割合による金員）の損害賠償を求めたものです。

5. 今後の見通し

当社といたしましては、既に第一審判決でも明らかになっておりますとおり、大覚からの上記各申立てに対して根拠のないものと認識しており、現在係争中の控訴審において当社の正当性を主張していく方針であります。今後開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上